

ルーマニアの言語状況および言語政策・言語教育政策

鈴木信吾

1. ルーマニアの言語状況
 - 1.1. 公用語（ルーマニア語）
 - 1.2. 少数民族の言語
2. ルーマニアの言語政策
3. ルーマニアの言語教育政策
 - 3.1. 少数民族の母語教育
 - 3.2. 外国語教育
4. むすび

1. ルーマニアの言語状況

1.1. 公用語（ルーマニア語）

ルーマニアの公用語はルーマニア語である。ルーマニア語は、ルーマニア以外の地域でも話されているが、移民のコミュニティーが存在する地域（アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、イスラエル、また、フランス、ドイツ、ロシアなどヨーロッパのさまざまな国々）を除外すると、その方言の分布はバルカン半島のルーマニアを中心とした地域に限られる。こうした方言のうち、ルーマニアが公用語とするものはダキア・ルーマニア語に属し、ドナウ川の南側で話されている他の3つの方言 — マケドニア・ルーマニア語（別名アルーマニア語）、メグレン・ルーマニア語、イストリア・ルーマニア語 — とは区別される。以下、単に「ルーマニア語」と言う場合には、ダキア・ルーマニア語を指すものとする。さて、ルーマニア語が公用語である地域としては、ルーマニア本国以外にも、モルドヴァ共和国、セルビア共和国のヴォイヴォディナ自治州がある。また、ルーマニア語は、2007年1月1日にルーマニアがEUヨーロッパ連合に加盟したため、EUの公用語ともなった。

ルーマニア国内では、およそ2,200万人の全人口うち、約2,000万人がルーマニア語を母語としている（Avram & Sala, 2007², p. 16 参照）。このことは、ルーマニアの人口のおよそ90%がルーマニア語を母語としていることを意味する。

1.2. 少数民族の言語

ルーマニアにおける主要な少数民族としては、人口の多い順から言えば、本来なら、まずロマ人があげられなければならないはずである。ところが、ロマ人は、すべての少数民族のうち、その人口の算出がもっとも難しい民族である。それは、「ジプシー」という烙印を押されるのを免れようとして、多くのロマ人が国勢調査で自らをルーマニア人（あるいは

表 1 2002 年のルーマニア国勢調査による各民族の人口 (Panorama 2003-2006, p. 67 参照)

民族	母語	人口	%
ルーマニア人	ルーマニア語	19 399 597	89.5
ハンガリー人	ハンガリー語	1 431 807	6.6
ロマ人	ロマニ語	535 140	2.5
ウクライナ人	ウクライナ語	61 098	0.3
ドイツ人	ドイツ語	59 764	0.3
ロシア・リポヴェン人	ロシア語	35 791	0.2
トルコ人	トルコ語	32 098	0.2
タタール人	タタール語	23 935	0.1
セルビア人	セルビア語	22 561	0.1
スロヴァキア人	スロヴァキア語	17 226	0.1
ブルガリア人	ブルガリア語	8 025	*
クロアチア人	クロアチア語	6 807	*
ギリシア人	ギリシア語	6 472	*
ユダヤ人	ルーマニア語	5 785	*
チェコ人	チェコ語	3 941	*
ポーランド人	ポーランド語	3 559	*
イタリア人	イタリア語	3 288	*
アルメニア人	アルメニア語	1 780	*
その他	——	20 359	0.1
申告なし	——	1 941	*
合計		21 680 974	100

*印は 0.1%未満

はハンガリー人、トルコ人) と称するという事態が多々起こるからである。事実、このようなロマ人の多くは身分証明書を所持していない。L. Murvai の示す表 (Panorama 2003-2006, p. 67) によれば、2002 年の国勢調査における統計では、ロマ人と自称して申告しているのは 535,140 人であるという (Muruvai の表に基づく前ページの**表 1**を参照)。これは、ルーマニア全人口の 2.5%に過ぎない。しかし、ロマ人が多く住む南東ヨーロッパのなかでも、ルーマニアに住むロマ人の人口は群を抜いて多く、ルーマニアの社会学者の低めの推定で 100 万という数字が出ている (Leclerc, website, §2.3)。一方、「少数民族権利グループ Minority Rights Group (MRG)」の 1995 年の報告に至っては 180 万~250 万にもものぼるという (『ルーマニアを知るための 60 章』 p. 309 参照)。この MRG の報告に基づくなら、ロマ人はルーマニア全人口の 8%~11%を占めていることになる。

それ以外の少数民族としては、人口の順にハンガリー人 (6.6%)、ウクライナ人 (0.3%)、ドイツ人 (0.3%) と続くが、詳しくは**表 1**を見られたい。

少数民族のうち (ロマ人や、後述のロシア・リポヴェン人、トルコ人を除けば) 大多数は主として国の中央~北西地方、広義のトランシルヴァニアに居住している。以下にあげる少数民族のデータは、Leclerc (website, §2.3) に基づくものである (註¹)。

ハンガリー語は、ルーマニアでもっとも重要な少数民族の言語だと言える。Leclerc (*ibid.*) によれば、半数以上 (52.9%) のハンガリー人が都市部に住んでいるという。とりわけ、ルーマニア中央地方に当たるハルギタ Harghita 県とコヴァスナ Covasna 県 (以下、各県の地理的位置については次ページの**図 1**を参照のこと) ではハンガリー人の数がルーマニア人の数を大幅に上回って多数派となっており、それぞれの県の人口の 84.6%と 73.8%を占めている。さらに、中央から北西地方にかけてのいくつかの県でも、ハンガリー人の人口は相当数にのぼる。人口の比率の多い順に、ムレシュ Mureş 県 (39.3%)、サトゥ・マレ Satu Mare 県 (35.2%)、ビホル Bihor 県 (25.9%)、サラジュ Sălaj 県 (23.1%) である。

ウクライナ人が居住する県は、ウクライナと国境を接するマラムレシュ Maramureş 県 (6.7%) とスチャヴァ Suceava 県 (1.2%)、さらに西地方に位置するティミシュ Timiș 県 (1.1%) である。

ドイツ人は、トランシルヴァニア (広義) の 6 つの県に集中している。すなわち、ティミシュ県 (2.1%)、カラシュ・セヴェリン Caraș-Severin 県 (1.8%)、サトゥ・マレ県 (1.7%)、シビウ Sibiu 県 (1.6%)、アラド Arad 県 (1.1%)、ブラショヴ Brașov 県 (0.8%) である。

ロシア人のあいだでは、特にリポヴェン人を区別しておく必要があるだろう。リポヴェン人とは、ロシア正教の旧教派であるがゆえに 17 世紀にピョートル 1 世の迫害を受け、ルーマニア人やギリシア人のもとに逃れてきたロシア人のことである。統計によれば、そのうち

の 90%がロシア語を話しているという。その大多数が南東地方のトゥルチャ Tulcea 県 (6.4%)、ブライラ Brăila 県 (1.0%)、コンスタンツァ Constanța 県 (0.8%) に住んでいる。また、北東地方のヤシ Iași 県 (0.4%) やスチャヴァ Suceava 県 (0.4%) にもそのコミュニティが見られる (『バルカンを知るための 65 章』 pp. 222-225 にリポヴェン人の生活ぶりが紹介されている)。

トルコ人は、主としてコンスタンツァ県 (3.4%) とトゥルチャ県 (1.3%) に集中している。

さて、ロマ人であるが、上述したとおり、その全貌をつかむのはなかなか難しい。同じ 2002 年の国勢調査をもとにしながらも、Leclerc (website, §2.3) のあげる政府の公式数字は、Panorama 2003-2006 に基づく表 1 の数字とは大きく異なり、ルーマニアにおけるロマ人の人口 241,617 人、全人口に対するその比率 1.1%と、低めのものになっている (註¹ 参照)。あくまでも Leclerc の捜査範囲内においてであるが、ロマ人の大部分はルーマニアの南部ワラキア一帯に居住しているという。これには首都ブカレスト (市の 1.4%) も含ま

図 1 ルーマニアの行政地図 (画像 Romania, website による)



れる。とりわけ、カララシ Călărași 県 (5.6%) とドルジュ Dolj 県 (4.3%) の比率が高いと

される。一方、中央～北西地方トランシルヴァニア（広義）のムレシュ県（7.0%）やビホル県（5.0%）、シビウ県（4.2%）、アラド県（3.9%）などにも分布は目立つという。国勢調査でロマ人であると自己申告した者のうち、約半数がロマニ語を母語としていると申告している。このことは、ルーマニア人（やハンガリー人など）への同化に段階性があり、同化が進行した者のなかには、その母語に従ってルーマニア人（あるいはハンガリー人など）として自分を申告している者が多数いるという事実をうかがわせる。

2. ルーマニアの言語政策

社会主義政権下のルーマニアは、概して少数民族に対しては多くの関心を抱いてこなかった。とりわけ、チャウシェスク政権の末期には、極端に国家主義的でハンガリー人に敵対的な言語政策さえとられていた。そのような背景があったために、革命後の1991年に国民投票で採択された憲法においては、公用語と少数民族の言語という2つの側面が言語政策の軸に据えられることとなった（Leclerc, website, §4）。この1991年の憲法は、2003年に多少の改正を経て現在に至っているが、その13条によれば、

「ルーマニアにおける公用語はルーマニア語である」（Constituția 2003, Art. 13）

と規定されている（以下、引用した憲法の改正版の原文はこの報告の**参考資料**の部に掲載）。確かに、公式のデータによれば、ルーマニアの全人口の約90%がルーマニア語が母語であると申告している。しかし、その一方で、同憲法は、少数民族の言語話者に対して、それぞれの言語を自由に使う権利を認めている。まず、6条1項においては、

「国家は、少数民族に属する者に対し、その人種、文化、言語、宗教上のアイデンティティを維持し、発展させ、表現する権利を認め、また、これを保障する」（Constituția 2003, Art. 6（1））

とあり、さらに、32条3項は、

「少数民族に属する者がその母語を学ぶ権利、また、その母語で教育を受ける権利については、これを保障する」（Constituția 2003, Art. 32（3））

としている。

憲法にこのようにうたわれている少数民族の言語の利用および教育に対する保障を十分に享受していると言えるのは、実際のところ、主にハンガリー系少数民族である。教育についてはのちに見ることにして（**3. 1. 節**参照）、まず政治状況を見ると、ハンガリー人

政党である「ルーマニア民主ハンガリー連合 Uniunea Democrată Maghiară din România (UDMR)」が組織されており、この政党は、2004年の議会選挙で、下院 22 議席、上院 10 議席を獲得している。さらに注目すべきは、この政党が 1996 年末以来、連立政権に参加するか、あるいは、政権与党と閣外協力を結ぶかして、キャスティング・ボートを握る存在になっているという点である（『ルーマニアを知るための 60 章』 p. 268 参照）。一方、ハンガリー人以外の少数民族については、憲法 62 条 2 項がその最小限の国会への割り当てを規定している。

「少数民族に属する国民の組織が、国会に代表を送り込むのに必要な票数を選挙において持たない場合、その組織は、選挙法に定められた条件のなかで、下院にそれぞれ 1 議席を持つ権利を有する。少数民族の国民は、ただ 1 つの組織からのみ代表を送り込むことができる」（Constituția 2003, Art. 62 (2))。

その結果、ハンガリーの代表も合わせると、ルーマニアの下院では少数民族の代表が 40 議席を占めている（Sala, 2007 参照）。

政府の行政にはルーマニア語のみが使用されるが、少数民族の集中している地域では、憲法 120 条 2 項に定められているように、その少数民族の言語の使用が許されている。

「ある少数民族に属する国民が有効な比率を占める地方自治体においては、憲法付属法の定める条件のなかで、地方行政の当局に対し、また、地方分散の公的機関に対し、書面および口頭によるそれぞれの少数民族の言語の使用が保障される」（Constituția 2003, Art. 120 (2))。

ここにある「憲法付属法の定める条件」のなかには、2001 年 4 月 23 日に採択された地方行政法の条件が含まれる。この法の 90 条によれば、ある少数民族に属する国民が全住民の 20%以上を占める地方自治体においては、公衆に対応する職務にそれぞれの少数民族の母語が話せる職員も配置されなければならないことが盛り込まれている。そして、地名や公共機関の名称を表記したり、公共の利益に関わる通知をしたりするのに、その少数民族の母語の使用も保障されている。さらに、同地方行政法の 43 条 3 項は、ある少数民族に属する議員が少なくとも全体の 1/3 を占めるような地方議会では、会議での母語の使用も可能である、と規定している。ただし、現在のところ、ここに列挙したような母語の公的使用の恩恵に多少なりとも浴していると言えるのは、トランシルヴァニアに集中して居住するハンガリー系少数民族だけである（Leclerc, website, §4.3 および『ルーマニアを知るための 60 章』 pp. 303-304 参照）。

話をマス・メディアに移そう。少数民族に属する国民には、自分の母語で情報を得る権利が保障されている。まず、ラジオ放送は、中央および地方のスタジオから少数民族の言語による番組を制作し、発信している。たとえば、ブカレストの公共のラジオ・スタジオからは、1日にハンガリー語とドイツ語でそれぞれ2時間ずつの放送が行なわれているし、また、地方の公共スタジオからは、それ以外の10近くの少数民族の言語でも放送が行なわれている。一方、公共のテレビでは、ハンガリー語による放送が週に180分、ドイツ語による放送が週に115分確保されている。他の少数民族を対象とした放送としては、たとえば「共生 Conviețuire」 というタイトルをもつ番組のようなものがある。次に、出版関係であるが、政府の情報筋によれば、何らかの少数民族の言語で出版されている逐次刊行物は、130種類にのぼるといふ。文化的な雑誌に絞っても、ハンガリー語によるもの16種類、ドイツ語によるもの2種類、ウクライナ語によるもの1種類といった具合に、ある程度の数値に達していることが確認できる (Leclerc, website, §4.5 参照)。

3. ルーマニアの言語教育政策

3.1. 少数民族の母語教育

ルーマニアにおける教育は、憲法32条の2項によれば、全般にルーマニア語で行なわれることを原則とするが、「国際的に通用する言語」(注2)で行なわれてもよいことになっている(このような外国語教育については、次節3.2.で触れる)。さらに、同32条の3項には、少数民族の母語に関する条項が続いている。

「(2) すべてのレベルの教育はルーマニア語で行なわれる。なお、法の定める条件のなかであれば、教育は国際的に通用する言語で行なわれてもよい。

(3) 少数民族に属する者がその母語を学ぶ権利、また、その母語で教育を受ける権利については、これを保障する。これらの権利の行使の仕方については、法に定められるものとする」(Constituția 2003, Art. 32 (2), (3))。

そして、1995年7月24日に採択された教育法の118条には、少数民族に属する者が母語を学んだり母語で教育を受けたりする権利について、どの教育のレベルにおいても、また、どんな教育形態においてもその権利が行使できることがうたわれている。さらに、同119条には、地方の必要性に応じ、法にかなう範囲内で、少数民族の言語で教育を行なう班や学級、学校の設立が認められている。

公的な統計によれば、次ページの表2に見られるように、ルーマニアにおける高校以下の教育機関のうち、2005-2006年度には1,730にのぼる機関およびその下位機関が少数民族

の言語で教育を行なっている。この数字は、国全体における高校以下の教育機関の15%に相当する。教育に使用される少数民族の言語の数は、(2005-2006年度になって初めて小学校就学前の段階でのみ使われ始めたブルガリア語を除外すれば)合計7言語となっている。ただし、**表2**を見ればわかるとおり、実際にはハンガリー語の教育機関の数が他を圧倒している。しかも、一般に少数民族の言語による教育はトランシルヴァニアに集中しており、国全体として見れば、その他の地方でそのような教育が施されている機関はわずかである。いずれにしろ、少数民族の言語で教育を受ける生徒にとっても、学校でのルーマニア語の学習は義務として課せられている (Leclerc, website, §4.4 および Sala, 2007 参照)。

表2に見るとおり、ハンガリー語の教育機関の数からはかけ離れているが、次に多いのはドイツ語の教育機関である。ドイツ語は「国際的に通用する言語」でもあるので、こうした機関は、少数民族のドイツ人に限らず、保護者の希望さえあれば、ルーマニア人や他の少数民族に属する子供たちに対しても開かれている (たとえば、ブカレストのゲーテ・ドイツ人学校 Colegiul German “Goethe”)。

表2 教育言語ごとに見たルーマニアにおける高校以下の教育システム
2005-2006年度 (Panorama 2003-2006, pp. 68-69 参照)

教育言語	教育機関および 下位機関の数	%	子供および生徒の数	%
ハンガリー語	1 403	12.2	179 415	4.9
ドイツ語	243	2.1	18 486	0.5
セルビア語	31	0.3	718	0.02
スロヴァキア語	27	0.2	1 052	0.03
ウクライナ語	16	0.1	671	0.02
クロアチア語	6	0.05	139	*
チェコ語	3	0.03	82	*
ブルガリア語	1	*	20	*
少数民族全体の合計	1 730	15.0	200 583	5.5
国全体の合計	11 468	100.0	3 625 052	100.0

*印は 0.01%未満

表2に表れていない少数民族の言語でも、トルコ語の場合は、部分的に母語を使った教育が行なわれている(「部分的に」という意味では、クロアチア語にもここに算入される教

育機関がある)。また、学校でルーマニア語によって学習できる母語としては、これまであげてきた言語以外に、ロマニ語、ロシア語（ロシア・リポヴェン人用）、ポーランド語、ギリシア語、アルメニア語がある。2005-2006年度の統計では、下の**表3**に見るように、ルーマニア語を教育言語とした母語教育のうち、ロマニ語を学ぶ生徒数は25,430名と、他の母語を学ぶ生徒数に比べて1桁以上多く、そうしたロマ人の生徒を擁する学校も、ほぼルーマニアの全県にまたがっている（Panorama 2003-2006, p. 54）。それでも、一般には、ロマ人の子供の教育レベルは非常に低いのが現実である。Leclerc（website, §4.4）によれば、1989年の革命以降、ロマ人の子供たちはますます学校に通わなくなっているという。そのため、文盲率も高く、成人男性の19%、成人女性の27%が読むことも書くこともできないという。この文盲率は、将来さらに増加する危険性さえはらんでいる。

表3 ルーマニア語を教育言語とする学校で（申請により）母語を学んでいる少数民族の状況 2005-2006年度（Panorama 2003-2006, p. 77 参照）

母語	教育機関の数	生徒の数
ロマニ語	370	25 430
ウクライナ語	62	7 560
トルコ語	64	3 422
ハンガリー語	72	2 156
ロシア語（リポヴェン人用）	22	1 538
セルビア語	21	682
ドイツ語	10	541
ポーランド語	12	468
ブルガリア語	4	458
クロアチア語	9	449
ギリシア語	6	315
スロヴァキア語	5	189
チェコ語	9	153
アルメニア語	1	88

少数民族の言語を使用した大学レベルの教育については、ここでは、トランシルヴァニアのクルジュ Cluj 県クルジュ・ナポカ Cluj-Napoca 市内にある国立バベシュ・ボヤイ大学 Universitatea “Babeş-Bolyai” の例をとりあげておこう。この大学の21学部のうち、17学部

がルーマニア語とハンガリー語、11 学部がルーマニア語とドイツ語での教育プログラムを遂行している。さらに、プロテスタント神学部とローマ・カトリック神学部の 2 学部の教育プログラムはハンガリー語によるものだけで成っている。異民族どうしの共生という性格を色濃く備えたトランシルヴァニア地方にあって、バベシュ・ボヤイ大学は、自らの発展方向を「多文化主義」に求め、これを標榜している (UBB multicultural, website を参照)。ただし、ハンガリー人の側からすれば、同大学からハンガリー語による部門を独立させ、ハンガリー語のみで教える大学を別個に作りたいという切実な要望があるのも事実である。しかし、こうした要望も、一般にはルーマニア語話者の教員や政治家に阻まれ、現在のところ実現の見込みは薄い (『ルーマニアを知るための 60 章』 p. 304 参照)。

一方、国立のバベシュ・ボヤイ大学に比してはるかに小規模ではあるが、私立大学のうちには、ハンガリー語のみで授業が行なわれている大学がある。パルティウム基督教大学 *Universitatea Creștină “Partium”* とサピエンティア大学 *Universitatea “Sapientia”* である。前者は、1990 年から存在していた教育機関が 2000 年にルーマニア政府の正式な認可を受けたもので、オラデア *Oradea* 市 (ビホル県) にある。後者は、2001 年に発足した大学で、そのキャンパスはミエルクレア・チュク市 *Miercurea Ciuc* (ハルギタ県)、トゥルグ・ムレシュ *Târgu Mureș* 市 (ムレシュ県)、クルジュ・ナポカ市 (クルジュ県) に散在している。そして、両者の大学とも、何らかの形でハンガリー政府からの資金援助を受けている。いずれにしろ、高校以下では少数民族の言語のみで教えられる国公立の教育機関数がいちばん多いハンガリー語にとってさえ、もっぱらハンガリー語でのみ教育が受けられるような国立大学は皆無である、というのが現実である。

3.2. 外国語教育

ルーマニアは、EU ヨーロッパ連合に加盟するすでに 6 年前、2001 年の「ヨーロッパ言語年 *European Year of Languages*」を機に、外国語教育 — 「国際的に通用する言語」の教育 — に関するプログラムを刷新している。それは、ヨーロッパ評議会 *Council of Europe* が 1998 年に改訂版を出した CEFR『ヨーロッパ言語共通参照枠 *Common European framework of reference for languages*』(注³) を起点とした刷新である。第 1 外国語の学習は、義務制度としては、9 歳 (小学部 3 年生) から始まるが、保護者の希望があれば、就学前の幼稚園・保育園の段階からでも開始が可能である。さらに、第 2 外国語の学習が 11 歳 (5 年生。ルーマニアでは中学部の扱いになる) の時点で始まる。ルーマニアの教育制度では、公立にも私立にも、2 言語併用の幼稚園・保育園や学校が存在する (たとえば、英語では、ブカレストのジョルジュ・コシュブク 2 言語併用学校 *Colegiul Național Bilingv “George Coșbuc”*)。

また、中学部・高等部 11 歳～18 歳（5 年生～12 年生）の課程においては、外国語を集中的に学習するクラスも設けられている（Sala, 2007 参照）。

大学における外国語教育については、以下、UBB pl (website) を参考にしながら、再度クルジュ・ナポカ市の国立バベシュ・ボヤイ大学での取り組みを紹介しておく。この大学は、2001 年に「バベシュ・ボヤイ大学におけるヨーロッパ言語政策のために *Pentru o politică lingvistică europeană în UBB*」と題する文書を採択し、これにより、ルーマニア国籍の学生に対する「1+2 方式」に向けての移行が進められている。「1+2」とは、1 つの母語 LA プラス 2 つの外国語 LB・LC のことを言う。LB を第 1 外国語、LC を第 2 外国語とするが、LB には、英語かフランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語の 6 言語のうちの 1 つが充てられる。「1+2 方式」は全過程の学生に推奨されているが、現在のところ、その適用は各学部の裁量に任されている。

バベシュ・ボヤイ大学では、外国語の習熟の度合いを量るのに、CEFR の「共通参照レベル *common reference levels*」（Council of Europe, 2001, pp. 26-27）に準じて次のような配点が定められている。

CEFR のレベル

初級者：	A1 = 5 点	；	A2 = 10 点
中級者：	B1 = 15 点	；	B2 = 20 点
上級者：	C1 = 25 点	；	C2 = 30 点

学部入学時の条件として、学生は少なくとも 1 つの外国語が B1（15/30 点）のレベルに達していなければならない。そして、課程が終わるまでに、英語かフランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語のうちのいずれかの 1 言語を（それが高等学校から継続してきた第 1 外国語であってもよいし、大学に入ってから新たに初級から始めた外国語であってもよいから）B2（20/30 点）のレベルにまで引き上げねばならない（以上、UBB pl, website 参照）。

言語政策に関して自ら採択した文書を適用してゆこうというバベシュ・ボヤイ大学の試みは、ルーマニアの大学の外国語教育の一例に過ぎないが、こうした外国語教育が一般的に目指すところは、多言語・異文化についての知識を深めようとする自発的な意欲を学生たちに惹起させようとする点にある。これは、目下提案されている「ヨーロッパ多言語憲章（*Charte européenne du plurilinguisme*）」（APLV, website 参照）の構想にも通ずるもので、文化の多様性と異文化間の交流こそがヨーロッパのアイデンティティの基盤にあり、また、明日のヨーロッパの創造につながる、という理念に基づくものである。

4. むすび

ヨーロッパ南東のバルカン半島にあって、ルーマニアは多くの少数民族を抱えている。なかでも、中央～北西地方、広義のトランシルヴァニアには、その傾向がとりわけ顕著に見られる。少数民族のうち、(複雑な社会状況が原因で自らを他の民族に同化させて考えようとする者のかなりいるロマ人を別にすれば) ルーマニアでいちばん人口が多く、また、重要なのはハンガリー人である。

ルーマニアの憲法は、国の公用語がルーマニア語であることを規定している。同憲法は、その一方で、少数民族に属する者が自分たちの言語・文化・宗教的なアイデンティティーを維持・発展させる権利を認めている。事実、トランシルヴァニアには、ハンガリー人が全住民の20%を超える率で居住している地域がある程度集中して存在し、そこでの地方行政当局のサービスとか、公共機関名や地名の標示などには、ルーマニア語と並んでハンガリー語が使用されている。しかし、実際のところ、このような権利を十分に享受できる少数民族は、ハンガリー人を除いてほかにはいない。

ルーマニアの憲法は、また、国の教育がルーマニア語で行なわれることを規定しているが、その一方で、少数民族に属する者がその母語を学んだり、母語で教育を受けたりする権利も保障している。特に、少数民族の母語を教育言語として使っている教育機関やその下位機関に絞って考えると、いずれの教育レベルにおいても、その数はハンガリー語の場合が突出しており、しかもトランシルヴァニアに集中している。この点においても、少数民族の言語の中でのハンガリー語の重要性の構図は変わらない。

さて、憲法に言う「国際的に通用する言語」の教育であるが、ルーマニアには、このような言語を外国語として学習させる一般的な教育機関以外に、公立・私立を問わず、ルーマニア語と併用させながら教育言語に使っている幼稚園・保育園や学校が存在する。いずれの形態をとるにせよ、高校までに培われた言語運用の技能は、大学に進学した学生に、さらに多言語・異文化への理解を深めさせ、また、ヨーロッパ労働市場における就職に必要な言語能力を開花させる基盤となるよう配備され、少なくとも、その点にヨーロッパ的次元での戦術が模索されているという事実を見て取ることは可能であろう。

注

(^{注1}) Leclerc (website, §2.3) のあげるルーマニアにおける各民族の人口と、Panorama 2003-2006 (p. 67) に基づく表1の人口とのあいだには、若干のずれが見られる。しかし、このずれは、自己申告の不確かなロマ人の場合(前者が241,617人(1.1%)としているのに対し、後者は535,140人(2.5%)と、2倍以上の開きがある)を度外視すれば、これから本文で述べるデータに重

大な影響を及ぼすとは考え難い。たとえば、ルーマニア人とハンガリー人の人口は、前者によれば、それぞれ 19,741,356 人 (91%) と 1,447,544 人 (6.7%) であるのに対し、後者では 19,399,597 人 (89.5%) と 1,431,807 人 (6.6%) とあり、両者のあげる数値はむしろ近似的でさえある。

(注²) 筆者がこれまで調査した範囲内では、「国際的に通用する言語」の定義がはっきりしない。

ここでは、Leclerc (website, §4.4) の解釈に従い、外国語の学習が義務となる 9 歳 (小学部 3 年生) 以降になって、公立の学校で生徒が実際に選択することのできる外国語 — 現在のところ英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語、日本語の 7 言語 — のことであると、意味を狭めて理解しておく。

(注³) ただし、現行の版が出たのは 2001 年 (Council of Europe, 2001)。なお、CEFR は、ルーマニア語表記では CECR: Cadrul european comun de referință pentru limbi となる。

参考資料

ルーマニア憲法 (Constituția 2003 より抜粋)

Articolul 6

(1) Statul recunoaște și garantează persoanelor aparținând minorităților naționale dreptul la păstrarea, la dezvoltarea și la exprimarea identității lor etnice, culturale, lingvistice și religioase.

Articolul 13

În România, limba oficială este limba română.

Articolul 32

(2) Învățământul de toate gradele se desfășoară în limba română. În condițiile legii, învățământul se poate desfășura și într-o limbă de circulație internațională.

(3) Dreptul persoanelor aparținând minorităților naționale de a învăța limba lor maternă și dreptul de a putea fi instruite în această limbă sunt garantate; modalitățile de exercitare a acestor drepturi se stabilesc prin lege.

Articolul 62

(2) Organizațiile cetățenilor aparținând minorităților naționale, care nu întrunesc în alegeri numărul de voturi pentru a fi reprezentate în Parlament, au dreptul la câte un loc de deputat, în condițiile legii electorale. Cetățenii unei minorități naționale pot fi reprezentați numai de o singură organizație.

Articolul 120

(2) În unitățile administrativ-teritoriale în care cetățenii aparținând unei minorități naționale au o pondere semnificativă se asigură folosirea limbii minorității naționale respective în scris și oral în relațiile cu

autoritățile administrației publice locale și cu serviciile publice deconcentrate, în condițiile prevăzute de legea organică.

参考文献

APLV (website): *La Charte européenne du plurilinguisme: texte et pétition en ligne*, APLV – Les Langues Modernes. Dernière mise à jour: 11 décembre 2008. [<http://www.aplv-languesmodernes.org/spip.php?article796>].

Avram, M. & M. Sala (2007²): *Faceți cunoștință cu limba română*. Cluj, Editura Echinox.

『バルカンを知るための 65 章』柴宜弘（編著） 東京 明石書店 2005

Constituția 2003: *Constituția României*. București, Jurnalul, 2007.

Council of Europe (2001): *Common European framework of reference for languages: learning, teaching, assessment*. Cambridge, Cambridge University Press. (和訳: 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』 東京 朝日出版社 2004)

画像 Romania (website): 「画像: Romania counties.png」フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
最終更新 2006 年 11 月 21 日 [http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%BB%E5%83%8F:Romania_counties.png]

Leclerc, J. (website): “Roumanie”, in *L'aménagement linguistique dans le monde*, Québec, TLFQ, Université Laval, 6 nov. 2008 [<http://www.tlfq.ulaval.ca/axl/europe/roumanie.htm>].

Panorama 2003-2006: *Panorama învățământului pentru minoritățile naționale din România în perioada 2003-2006*, L. Murvai (coord.). București, Editura C.N.I. Coresi, 2006.

『ルーマニアを知るための 60 章』六鹿茂夫（編著） 東京 明石書店 2007

Sala, M. (2007): “Les politiques linguistiques en Roumanie”, manuscript of the EFNIL conference: *European and national language politics*, Riga, 2007.

UBB pl (website): “Politica lingvistică”, in *Universitatea Babeș-Bolyai Cluj-Napoca*. Data ultimei actualizări: 7 decembrie 2008 [<http://www.ubbcluj.ro/ro/despre/pl.html>]

UBB multicultural (website): “Caracterul multicultural”, in *Universitatea Babeș-Bolyai Cluj-Napoca*. Data ultimei actualizări: 30 decembrie 2008 [<http://www.ubbcluj.ro/ro/despre/multicultural.html>]